


N I K I ワイン特区

都道府県名：	北海道	
申請主体名：	仁木町	
区域の範囲：	北海道余市郡仁木町の全域	
特区の概要：	<p>仁木町は北海道を代表する果樹産地であり、さくらんぼやりんご、ぶどう等の高品質な果物が生産されているが、本町の農業は担い手の急速な高齢化、後継者不足により、農家戸数の減少や耕作放棄地の拡大が進んでいる。</p> <p>本町は気候、地質がぶどう栽培に適していることから、規制の特例措置の活用により、果実酒製造に参入しやすくすることで、醸造用ぶどうの栽培を求める新規就農者、農地を求めてワイン醸造を目指す者を呼び込むとともに、これらの果実酒等を活用した都市住民との交流を推進し、地元農産物の消費拡大、更には農産物の高付加価値化を図ることにより農業収入の増加を目指し、ワイン産地としてのブランド化を図る。</p>	
適用される規制の特例措置：	<p>特定農業者による特定酒類の製造事業 特産酒類の製造事業</p>	



醸造用ぶどう



町内で栽培されるぶどう畑